（七）　関税率表第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうちりゅうぜつらん（アガヴェ・テクイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水（ブリックス値が七四を超えるもののうち、乾燥状態において、しょ糖の含有量が全重量の四％以下で、ぶどう糖の含有量が全重量の二五％以下であり、かつ、果糖の含有量が全重量の七〇％を超えるものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）

附　則

この政令は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十二号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の四中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一号を加える。

三　当該貸付けの全部又は一部が次のいずれかに該当すること。

イ　銀行その他の法令の規定により当該貸付けを業として行うことができる者（ロにおいて「銀行等」という。）以外の者が行う貸付けであること。

ロ　当該貸付けに係る債権の銀行等（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社を含む。）以外の者に対する譲渡が禁止されていないこと。

第一条の四第二号イ中「新株予約券証券等」を「新株予約権証券等」に改める。

第一条の五の二第二項第二号イ及び第一条の八の二第二号イ中「新株予約権証券等」の下に「及び当該新株予約権証券等」を加える。

第四条の二の五第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第三項の表第六条の項中「第六項」を「第十項」に改める。

第四条の二の六第一項の表第七条の項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同表第九条第一項の項中「第六項」を「第十項」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項の表第六条の項中「第六項」を「第十項」に改め、同条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項の表第二十四条第八項の項中「（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）」を削る。

第四条の二の十第五項の表第九条第一項の項中「第六項」を「第十項」に改め、同条第七項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項の表第六条の項中「第六項」を「第十項」に改め、同条第九項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第四条の二の十一及び第四条の二の十三中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第四条の六の表法第九条第一項の項中「第五条」を「第五条第一項及び第十項」に、「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十五条中「契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするもの」を「次の各号のいずれかの契約」に改め、「又は所有者」の下に「（金融商品取引業者及び登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）を除く。以下この条及び第十七条の三第三号において同じ。）」を加え、同条に次の各号を加える。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約